

掛川市訓令甲第2号

掛川市事務決裁規程（平成17年掛川市訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

掛川市長 久保田 崇

第2条第9号中イを削り、ウをイとし、エをウとし、オをエとし、同条第14号中「第9号オ」を「第9号エ」に改める。

第8条第4項中「管財課長」を「行政課長」に改め、同項の次に次の1項を加える。

5 合議の順序は次のとおりとする。

(1) 同一部内で他の課に関連する部長以上の決裁事案は、主管の課長を経て関連する課長へ合議するものとする。ただし、課長決裁事案において他の課に関連するものは、主管の係長を経て関連する課長へ合議しなければならない。

(2) 他の部課に関連する副市長以上の決裁事案は、主管の部長を経て関連する部長及び課長へ合議するものとする。ただし、部長決裁事案において他の部課に関連するものは、主管の課長を経て関連する部長及び課長へ合議しなければならない。

別表第1の1の表中

「

16 出版物の刊行	特に重要なもの		重要なもの	定例的又は軽易なもの	市民一般向けのものは、市長政策室長に合議
-----------	---------	--	-------	------------	----------------------

」

を

「

16 出版物の刊行	特に重要なもの		重要なもの	定例的又は軽易なもの	市民一般向けのものは、広報・シティプロモーション課長に合議
-----------	---------	--	-------	------------	-------------------------------

」

に改め、同表4(1)の表中

5 寄附の採納	○					市長政策室長に合議
---------	---	--	--	--	--	-----------

を

5 寄附の採納	○					企画政策課長に合議
---------	---	--	--	--	--	-----------

に改め、同表 4 (2) の表中

2 需用費						
ア 食糧費		100 (以上)	100	30	10	
イ 修繕費	3,000	3,000	2,000	1,000	500	100万円以上は、 管財課長合議
ウ その他		500 (以上)	500	300	100	30万円以上は、管 財課長合議
3 役務費		500 (以上)	500	300	100	契約を伴うもの は、管財課長合議
4 委託料	3,000	3,000	2,000	1,000	100	管財課長合議
5 使用料及び賃借料	3,000	3,000	2,000	300	100	契約を伴うもの は、管財課長合議
6 工事請負費	3,000	3,000	2,000	1,000	500	管財課長合議
7 原材料費	3,000	3,000	2,000	300	100	30万円以上は、管 財課長合議
8 公有財産購入費	3,000	3,000	2,000	1,000	300	
9 備品購入費	3,000	3,000	2,000	300	100	30万円以上は、管 財課長合議

を

2 需用費						
ア 食糧費		100 (以上)	100	30	10	
イ 修繕費	3,000	3,000	2,000	1,000	500	100万円以上は、 行政課長合議
ウ その他		500 (以上)	500	300	100	30万円以上は、行 政課長合議
3 役務費		500 (以上)	500	300	100	契約を伴うもの は、行政課長合議
4 委託料	3,000	3,000	2,000	1,000	100	行政課長合議

5	使用料及び賃借料	3,000	3,000	2,000	300	100	契約を伴うものは、行政課長合議
6	工事請負費	3,000	3,000	2,000	1,000	500	行政課長合議
7	原材料費	3,000	3,000	2,000	300	100	30万円以上は、行政課長合議
8	公有財産購入費	3,000	3,000	2,000	1,000	300	
9	備品購入費	3,000	3,000	2,000	300	100	30万円以上は、行政課長合議

に改め、同表 4 (3) の表中

10	需用費								
ア	食糧費		30 (以上)	30	30				
イ	自動車燃料費			3 (以上)	3 (以上)		3		
ウ	光熱水費			3 (以上)	3 (以上)		3		
エ	修繕費				○			契約を伴うものは、管財課長専決	
オ	その他		300 (以上)	300	300	10	3		
11	役務費		300 (以上)	300	300	10	3	会計年度任用職員人件費のうち一般会計は、行政課長専決	
12	委託料				○			管財課長専決	
13	使用料及び賃借料		300 (以上)	300	300	10			
14	工事請負費				○			管財課長専決	
15	原材料費		300 (以上)	300	300	10	3	契約を伴うものは、管財課長合議	
16	公有財産購入費	予算執行何の決裁区分による。							
17	備品購入費		300 (以上)	300	300	10	3	契約を伴うものは、管財課長専決	

を

10 需用費								
ア 食糧費			30 (以上)	30	30			
イ 自動車燃料費				3 (以上)	3 (以上)		3	
ウ 光熱水費				3 (以上)	3 (以上)		3	
エ 修繕費					○			契約を伴うものは、行政課長専決
オ その他			300 (以上)	300	300	10	3	
11 役務費			300 (以上)	300	300	10	3	会計年度任用職員人件費のうち一般会計は、行政課長専決
12 委託料					○			行政課長専決
13 使用料及び賃借料			300 (以上)	300	300	10		
14 工事請負費					○			行政課長専決
15 原材料費			300 (以上)	300	300	10	3	契約を伴うものは、行政課長合議
16 公有財産購入費	予算執行伺の決裁区分による。							
17 備品購入費			300 (以上)	300	300	10	3	契約を伴うものは、行政課長専決

に改め、同表5の表中

8 公有財産の損傷報告					軽微なもの	管財課長に合議
9 公有財産の売却、交換及び譲与の決定	3,000万円以上	3,000万円未満	2,000万円未満	300万円未満		管財課長に合議
10 普通財産の貸付け	重要なもの			定例的又は軽易なもの		管財課長に合議
11 普通財産の管理				全該当事項		
12 所管に係る建物又は工作物の移築及び取壊し				一般的又は軽易なもの		管財課長に合議
13 行政財産の用途変更又は用途廃止				総務部長		
14 行政財産の目的外使用の許可	重要なもの			定例的又は軽易なもの		管財課長に合議

を

「

8 公有財産の損傷報告				軽微なもの	資産経営課長に合議
9 公有財産の売却、交換及び譲与の決定	3,000万円以上	3,000万円未満	2,000万円未満	300万円未満	資産経営課長に合議
10 普通財産の貸付け	重要なもの			定例的又は軽易なもの	資産経営課長に合議
11 普通財産の管理				全該当事項	
12 所管に係る建物又は工作物の移築及び取壊し				一般的又は軽易なもの	資産経営課長に合議
13 行政財産の用途変更又は用途廃止			総務部長		
14 行政財産の目的外使用の許可	重要なもの			定例的又は軽易なもの	資産経営課長に合議

」

に改め、同表6の表の次に次の1表を加える。

7 補助金及び交付金に関する事項

決 裁 事 項	決 裁 区 分				備 考
	市 長	副市長	部 長	課 長	
1 完了報告書の確認及び確定通知			1,000万円以上又は重要なもの	1,000万円未満	

別表第2の1(1)の表中に次のように加える。

5 契約及び用度	1 入札参加者資格の審査				○	
	2 入札者の指名	3000万円以上	3000万円未満	2000万円未満	500万円未満	
	3 指名停止	○				

別表第2の1(3)の表を次のように改める。

(3) 資産経営課

事務の種類	決 裁 事 項	決 裁 区 分				備 考
		市長	副市長	部長	課長	
1 財産管理	1 市庁舎及び付帯施設の維持管理				○	
	2 公用車両の配車計画及び使用許可				○	
	3 市有財産台帳の整備				○	

別表第2の2(1)の表から2(3)の表までを次のように改める。

(1) 企画政策課

事務の種類	決 裁 事 項	決 裁 区 分				備 考
		市長	副市長	部長	課長	
1 施政方針	1 施政方針の決定	○				
2 秘書、渉外、褒賞等	1 市議会の同意を要する委員等の任命	○				
	2 国及び県褒賞の推薦	○				
	3 市表彰者の決定	○				
	4 市制記念式の開催	○				
	5 定例行事の開催				○	
	6 市の後援等の承認				○	

3 総合計画及び実施計画	1 総合計画策定方針の決定	○				
	2 総合計画策定要領等の作成通知			○		
	3 基本構想案及び基本計画の決定	○				
	4 実施計画策定方針の決定	○				
	5 実施計画策定要領等の作成通知			○		
	6 実施計画の策定	○				
	7 実施計画の年割り額等の変更			○		
	8 事業の総合調整	重要		軽微		
4 土地利用	1 国土利用計画法に基づく市町村計画の決定	○				
5 国際交流及び姉妹都市	1 公式訪問団の派遣及び受け入れ	○				
	2 その他訪問団の派遣及び受け入れ				○	
	3 訪問団の受入家族の決定				○	
	4 国際交流に関する調査連絡調整				○	

(2) 広報・シティプロモーション課

事務の種類	決 裁 事 項	決 裁 区 分				備 考
		市長	副市長	部長	課長	
1 広報及び広聴	1 広報かけがわの発行			○		
	2 市勢要覧の発行	○				
	3 新聞、テレビ広告等による広報				○	
	4 報道機関との連絡折衝				○	

	5 行政相談の開催計画					○	
--	-------------	--	--	--	--	---	--

(3) D X 推進課

事務の種類	決 裁 事 項	決 裁 区 分				備 考
		市長	副市長	部長	課長	
1 電子情報管理	1 データ利用の承認				○	
	2 電子計算依頼業務の決定				○	
	3 ネットワーク接続機器の利用承認				○	

別表第2の3(2)の表中

「

2 体育振興	1 社会体育総合施策の企画	○				
	2 社会体育団体の指導援助				○	
	3 社会体育施設の運営管理方針の策定	○				
	4 社会体育施設の整備計画の策定	○				

」

を

「

2 スポーツ振興	1 スポーツ総合施策の企画	○				
	2 スポーツ団体の指導援助				○	
	3 スポーツ施設の運営管理方針の策定	○				
	4 スポーツ施設の整備計画の策定	○				

」

に改め、同表4(5)の表中

「

1 介護保険	1 介護保険事業の普及				○	健康長寿課長合議
	2 被保険者証の再交付				○	

」

を

「

1 介護保険	1 介護保険事業の普及				○	長寿推進課長合議
	2 被保険者証の再交付				○	

」

に改める。

附 則

この訓令甲は、令和3年4月1日から施行する。